

## 7 扶養義務者とは

扶養義務者とは、民法第877条1項に定める親族をいいます。

児童扶養手当では、請求者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族、兄弟姉妹が扶養義務者にあたります。また、支給対象児童も18歳以降は扶養義務者にあたります。同居している場合、扶養義務者の所得も審査対象になります。

## 8 手当の額

1月・3月・5月・7月・9月・11月の10日頃、前月までの2ヵ月分が指定の口座に振り込まれます。

## 9 一部支給停止適用除外事由届出書

認定の資格を受け始めてから5年、または事由発生から7年を経過した方等に対して、「就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ支給額の2分の1を支給する」措置制度です。

資格者には該当年数が経過する月の前に「児童扶養手当の支給に関する重要なお知らせ」をお送りします。一部支給適用除外事由届出書および下記1～4の事由を明らかにできる書類を提出してください。

1. 就業している
2. 求職活動等の自立を図るための活動をしている
3. 身体上または精神上の障害がある
4. 疾病、負傷または要介護状態にあり、その他これに類する事由により就業が困難である

⚠️ 書類が未提出の場合は、手当額が決定額の2分の1になります。

## 10 優遇制度

児童扶養手当支給決定後、申請により次の優遇制度が利用できます。概要や申請方法は区ホームページをご確認ください。

1. 都営交通の無料パス(世帯員のうち1名に限る)
2. JR通勤定期乗車券の割引(3割)
3. 水道・下水道料金の減免
4. 粗大ごみ収集手数料の免除等

## 11 現況届

児童扶養手当の受給資格を持っている方は、手当の受給の有無に関わらず毎年8月1日～8月31の間に、受給手続きの更新をすることが義務づけられています。11月分以降の支給額を決定するには、以下の提出が必要になります。

1. 現況届
2. 生計維持に関する調査・養育費に関する申告書
3. 請求者、扶養義務者の所得の申請(所得がないことも申告が必要です。)
4. 受給要件によっては、他の書類が必要です。



現況届の提出がない場合や、現況届において支給要件に当てはまらないことが確認された場合は、11月分以降の手当は支給されません。

## 12 届出が必要なとき

書類をお渡ししますので、まずはご連絡ください。  
手当額の変更や資格の喪失となる場合がございます。

公的年金等を受給することになった	公的年金給付等受給状況届、マイナンバー同意書
住所を変更した(転出も含む)	変更届
請求者または子の氏名を変更した	変更届(戸籍謄本添付)
同居する人が増えた/減った	変更届、その他状況に応じて提出いただくものがあります
婚姻した	喪失届
事実婚になった	喪失届
児童と別居した	別居監護の申立書 または 喪失届
所得の修正申告をした	変更届
児童が施設に入所した	喪失届 または 減額届
既に児童扶養手当を受けている方が品川区に転入した	児童扶養手当認定請求書
その他	変更したことを証明する書類

# 児童扶養手当の手引き



児童扶養手当は、児童の父母の離婚や児童の父または母の死亡などによってひとり親家庭となった方や父母に重度の障害がある場合に支給される、国による児童の福祉を増進する目的でおこなわれている社会福祉制度です。

### 主な制度概要

ひとり親等で対象児童を監護・養育している方に支給します(「1」支給要件参照)。

- 手当額は請求者の所得、および同居している配偶者・扶養義務者の所得によって決定します(「3」手当の額参照)。
- 申請した場合、手当額が0円の場合でも、児童扶養手当の受給資格を認定します。受給資格がある方には、毎年夏頃、届出書類を送付します。書類の提出により、新年度の所得で審査を行うことが出来ます。
- その他、公的年金や就業状況により手当額を制限する場合があります(「3」手当の額、9「一部支給停止適用除外事由届出書について」参照)。

品川区 子ども未来部 子育て応援課  
手当医療助成担当(本庁舎7階)  
〒140-8715 品川区広町2-1-36  
TEL:03-5742-9174(直通)  
FAX:03-5742-6387

ホームページはこちら



## 1 支給要件

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり(20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者を含む)、次のいずれかの状態にある児童を養育している方が受給できます。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母に重度の障害がある児童(※)
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 棄児のように父と母の存在が不明な児童

※父が障害の場合、母または養育者が請求者  
母が障害の場合、父または養育者が請求者

## 2 支給制限

次のような人は受けられません。

- 児童が里親等に委託されている場合
- 児童が児童福祉施設等に入所している場合
- 児童が父および母と生計を同じくしている場合(父または母が障害による受給を除く)
- 児童の父および該当父の配偶者もしくは母および該当母の配偶者と生計を同じくしている場合
- 請求者または児童が日本国内に住所を有しない場合

「配偶者(事実上の配偶者を含む。)」には、法律上の婚姻関係になくても、次のいずれかの状況にある異性の方を含みます。

- ①住民票上、同一の住所地である場合。
- ②住民票上、住所地が別であるが、実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問等をしている。

## 3 手当の額

請求者または扶養義務者の所得額により決定されます。

●児童扶養手当(月額) 令和8年4月～		
児童1人の場合	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
児童2人目以降の加算額	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円

児童扶養手当の額は、物価の変動等に応じて改定されます。

●所得制限限度額表 (単位 円) いずれも限度額未満

税法上の扶養数	請求者の所得額		配偶者・扶養義務者の所得額
	全部支給	一部支給	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4人	2,210,000	3,600,000	3,880,000

- 所得および扶養数とは、請求者、同居する配偶者・扶養義務者、各々の前年の所得および扶養数(1月から10月までの月額手当については、前々年の所得および扶養数)を指します。
- 請求者の所得額が、所得制限限度額表の全部支給未満の場合は、全部支給となります。
- 請求者の所得額が、所得制限限度額表の全部支給以上一部支給未満の場合は一部支給となり、所得額により手当額が変わります。
- 請求者の所得額が所得制限限度額表の所得額以上の場合、資格が認定されますが、支給停止となります。
- 配偶者・扶養義務者の所得額が所得制限限度額表の所得額以上の場合、請求者の所得にかかわらず資格は認定されますが、支給停止となります。
- 請求者や児童が公的年金や遺族補償等を受けるとき、または、児童が父または母が支給される公的年金給付額の加算の対象になっているときは、年金額が手当額を下回っている場合、手当を受給します。

## 4 申請に必要なもの

1. 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)
2. 請求者の金融機関口座が確認できるもの
3. 請求者の健康保険情報のわかるもの(ひとり親家庭等医療費助成に使用)
4. 外国籍の方は、独身証明書+第三者の日本語訳文等
5. 公的年金受給中の場合は、年金証書等
6. 父母の障害で申請の場合は、区所定の診断書+身体障害者手帳
7. DV被害者として申請する場合は、保護命令の写し+確定証明書の写し
8. その他(個々の状況により提出が必要なものがあります)

離婚等事案が発生してからの申請になります事実発生前に事前申請をすることはできません。  
証明書対は発行日より1ヵ月以内のものに限ります。

## 5 所得額とは

総所得額+養育費の80%相当額-諸控除

### ◆ 総所得額

給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額  
自営業者等は、年間総収入から必要経費を差し引いた金額  
その他、退職所得、山林所得、土地等にかかる事業所得、長期・短期譲渡所得等も含む

### ◆ 諸控除

社会保険料相当額は一律8万円、給与所得または公的年金等に係る雑所得からは、最大10万円が控除されます。  
その他の控除金額は区ホームページをご確認ください

## 6 養育費とは(離婚・未婚のみ該当)

児童扶養手当対象児童の実親から請求者または対象児童に支払われたもので経済的支援や利益等です。

### □ 該当

- 仕送り、生活費、家賃、光熱水費、教育費などの金銭の支払い(手渡し・振込・代理人を介した手渡し等全て含む)
- 購入した自宅のローンの返済
- 金銭のほか、有価証券(小切手、手形、株券、商品券)等

### □ 非該当

- 離婚の「慰謝料」や「財産分与」として支払われたもの
- 支払われたものが不動産・動産(相続にあたります)
- 対象児童の実親以外から支払われたもの